

## 「北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]」について

| 構成 |                             | 内 容  |
|----|-----------------------------|--|
| 1  | 計画策定の趣旨等                    | <p>【趣旨】<br/>「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（平成20年10月策定）第7条第1項に基づく、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定。</p> <p>【位置付け】<br/>「北海道環境基本計画」の個別計画《北海道が目指す循環型社会の具体的な指針》</p> <p>【対象】<br/>廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、一度使用された物品、使用されずに収集された物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品など）</p> <p>【期間】平成22年度から概ね10年（中間年度：平成26年度）</p> <p>【目標】北海道らしい循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人々が、できるだけごみをださない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。</li> <li>○ 企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が定着している社会。</li> <li>○ 家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。</li> </ul> <p>【策定の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境基本計画で示す将来像に向けた5つの項目（自然との共生、健全な物質循環の確保、持続可能な生活、環境に配慮した地域づくり、環境と経済の良好な関係）</li> <li>○ 国の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた施策展開（3つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の統合的取組、地域循環圏の高度化）</li> </ul> |
| 2  | 現状と課題                       | <p>【物質フロー】<br/>天然資源等投入量減少、循環利用量増／循環型社会への移行が進展</p> <p>【3Rの推進】<br/>道民意識の向上／実践行動の定着が必要</p> <p>【廃棄物の適正処理の推進】<br/>一般廃棄物：排出量の減少、リサイクル率の向上／生ごみの利活用の促進<br/>産業廃棄物：最終処分量削減、再生利用率向上／さらなる再生利用の促進</p> <p>【バイオマスの利活用の推進】<br/>利活用率向上／バイオマスの種類や地域に応じた取組の促進</p> <p>【循環型社会ビジネスの振興】<br/>バイオマス利活用進展／リサイクル製品の利用促進</p>   |
| 3  | 施策の基本的方針と指標                 | <p>【基本的な方針】4つの基本的事項に基づき展開</p> <p>①3Rの推進 ②廃棄物の適正処理の推進 ③バイオマスの利活用の推進 ④循環型社会ビジネスの振興</p> <p>【主な指標と達成状況】<br/>資料2-4のとおり</p>  |
| 4  | 各主体に期待される役割                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道民：3Rなど環境に配慮した生活様式の定着</li> <li>○ NPO・NGO、大学等：3R推進等の自主的取組、各主体のつなぎ手、信頼できる情報の提供</li> <li>○ 事業者：排出者・拡大生産者責任に基づく取組</li> <li>○ 道：全道的・広域的取組の推進者及びコーディネーター、循環型社会形成に向けた率先行動</li> <li>○ 市町村：地域の取り組みの推進者及びコーディネーター、一廃処理責任者、循環型社会形成に向けた率先行動</li> </ul>  |
| 5  | 道が講ずべき施策                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道民・事業者等の3Rに関する取組の促進</li> <li>○ 3R推進のための仕組み・基盤の構築</li> <li>○ 個別リサイクル法の的確な運用</li> <li>○ 事業者としての率先取組の推進</li> </ul>   |
|    | 廃棄物の適正処理の推進<br>バイオマスの利活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一廃・産廃の適正処理、不法投棄等の防止</li> <li>○ 市町村計画の策定促進</li> <li>○ 関係者間の連携促進</li> <li>○ 利活用技術の研究開発</li> <li>○ 利活用システムの構築・施設整備の促進</li> <li>○ 普及啓発等</li> </ul>  |
|    | 循環型社会ビジネスの振興                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクル関連産業創出・育成</li> <li>○ 再生品市場の形成促進</li> <li>○ リサイクル関連産業の集積の促進</li> </ul>  |
| 6  | 計画の進行管理                     | <p>【推進体制】庁内会議等による推進等</p> <p>【進行管理】計画の点検・評価による施策の反映、進捗状況の把握、公表</p> <p>【計画の見直し】法制度・社会経済等の変化などを踏まえ必要に応じ見直し</p>  |